ことで連体関係を構成するものもある。その他にも連体関係を構成

連 体

形式化と準体

はじめに 次

五四三 山田文法に於ける用言の体言化 連体の形式化

「省約準体言」の構造と「補充連体

「準体句」「代表準体言」の構造と「転換連体_

おわりに

はじめに

の連接関係を指して言うものである。それには二つの代表的な種類 を見ることができる。 構文論に於ける連体とは、 その名の通り、体言へのある種の成分

体言(A)ノ体言(B

「A ノ B

用言連体形(a)体言(B) a B

すると共に体言へと連接するという、言わば述語的機能を内包する 場合の用言は単独のものだけではなく、自らに先行する成分を支配 式と、用言の連体形と体言とによる[aB]形式である。 というように、二つの体言を助詞ノを介して結合する[AノB]形 尚 この

> 体によるものという右の二つを代表とすることができよう。 するものとしては、連体詞、 への連なりの姿という点で、 であるが、「連体修飾」とも称するこの関係の代表としては、 ところで、本稿に先立つこれまでの検討で、用言の連体形による 連体格の助詞ノを介するもの、 連体法の副詞を上げることができるの それ自

石

神

照

雄

1 秋刀魚を焼く少年

2

秋刀魚を焼く仕事

連体関係には、

の中で「内の関係」の剰余を「外の関係」として見ようとする傾向 析を行ってきた(参考文献②③④⑤)。そこでは、(1)の系統のも があり、「外の関係」と「転換連体」の分析とは必ずしも同一では 献⑦)。但し「内の関係」「外の関係」という区別の考えには、全体 あるが、これらの異なりはよく知られているものであり、(1)を のを「補充連体」、(2)の系統のものを「転換連体」と称したので の、意味的関係よりすればその内部構造が異なるものについての分 というように、外形的には用言連体形―体言として同一であるもの 「内の関係」、(2)を「外の関係」と呼ぶ違いに相当する(参考文

「内の関係」の連体を把握する根拠は、 連体の関係を構成してい

ない。

というものである。例えば、先の例文で言と用言との組み合わせで補充関係を構成することができるか否かきるか否かという点である。つまり、文へと関係を戻した場合、体る用言(先行成分を含む)と体言とで、その原型となる文を構成で

- (1) 秋刀魚を焼く少年
- (1-a) 少年が秋刀魚を焼く。[主体]
- (2) 秋刀魚を焼く仕事

(2—a) *仕事▽秋刀魚を焼く。[?]

の関係を明示することができない。このように見るならば、に収まるものであるのに対し、「仕事」は対応する構文成分としてというように、「少年」が動詞「焼く」を述語とする文の構成の中

- (3) 少年が焼く秋刀魚
- (3-a) 少年が秋刀魚を焼く。[対象
- (4) 秋刀魚を焼く七輪
- (4-a) (少年が)七輪で秋刀魚を焼く。[用具]
- (5) 秋刀魚を焼く夕暮れ
- (5-a) (少年が)夕暮れに秋刀魚を焼く。[時間]
-) 秋刀魚を焼く庭

(6-a) (少年が)庭で秋刀魚を焼く。[空間]

を構成する中核として、の連体として把握することができる。これは、動詞「焼く」が事態といったものを、動詞「焼く」の補充関係に対応する「内の関係」

論理関係により規定された各々の関係項目が文の成分として構文上のである。構文上の補充関係は、用言を述語とすることで、意味的と表示できるような意味的論理関係を具有することを根拠とするも([主体][対象][用具][時間][空間])・焼ク

体」と称することができる。 体」と称することに至るものであり、その特徴から「補充連とになる。従ってこれは、補充関係を前提とすることで、連体の関たという内部構造を設定できるものが「内の関係」の連体というこ成分の或ものが述語用言の前から脱落し、その後の位置に再生されに実現したものである。この種の補充関係にある構文に於て、補充

象文が原型であることが了解される。らば、「補充連体」では、右の例からも知ることができるように現らば、「補充連体」では、右の例からも知ることができるように現ここで、連体の基盤となる文を、判断の質という面から捉えるな

係を自らの特徴として表示するのである。

「現象文とは、事態を実体と属性との関係として分析し、これをその関な、現象文が有する具体的な事態関係を担うことによって、その関は、現象文が有する具体的な事態をが分かれる。関係項目の種類の束まれぞれの表現である体言と用言との相関とし、格助詞で結合し表現な、現象文が有する具体的な事態を構成する体言(群)と用言し担わせたものが、即ち「補充連体」である。関係項目の種類の束まを体である。その関係を、被連体の体言に、連体関係として凝縮は、現象文が有する具体的な事態を構成するを構成する体言(群)と用言との相関とし、格助詞で結合し表現な、現象文とは、事態を実体と属性との関係として分析し、これをそのない。

方「転換連体」と称した(2)では、

(2) 秋刀魚を焼く仕事

現と属性の表現として各々の表現の性質は異なるものの、係助詞被連体の体言「仕事」と連体成分「秋刀魚を焼く」とが、実体の表というように、原型の文を設定することができる。この原型の文は、(2-b)(コノ)仕事(ノ内容)へ秋刀魚を焼く(コトダ)。

のような論理文を原型の文とする「転換連体」では、連体成分の用 助詞「ハ」を統合の支点とすることで表そうとするものである。 対象の実体的表現とその固有の性質の表現という二項で枠付けし係 容の関係を表現する文を論理文と称する。 代表していると言えるのである。このように対象に対する形式と内 ことを表している。「仕事」の内容としてあるものが 言と被連体の体言とは実質的に等価である。 あるとすれば、「仕事」は形式として、各々が対象の全体的な姿を く」コトであるという了解がなされる。「秋刀魚を焼く」が内容で 「ハ」で統合されることにより、 両者が実質的に等しい関係にある 論理文は、対象の論理を 「秋刀魚を焼 ح

るのである。 それぞれが表現する在り方それ自体で全体を代表するものとしてあ が他に対して全体を構成する部分として補完関係にあるのではなく、 換連体」に於いては、連体成分の用言と被連体の体言とは、 完する関係を構成していた。これに対し、論理文を原型とする「転 被連体の体言とは、全体である事態を構成する部分として相互に補 現象文を原型とする「補充連体」に於いては、連体成分の用言と 何れも

できよう。 ここに「転換連体」の例として次のようなものを加えておくこと

- 7 秋刀魚を焼く事件
- 7 | a) (コノ)事件 (ノ内容)ハ秋刀魚を焼く(コトダ)。
- 8 秋刀魚を焼く話
- り方を実質的なものから形式的なものへと展開して見るとき)て分析するところから、それぞれの連体関係で被連体の体言の在 さて、以上のように連体の関係を「補充連体」と「転換連体」と 8 a (コノ)話(ノ内容) ハ秋刀魚を焼く(コトダ)。 連体

考文献⑪、 ることにより、「準体」の構造について検討する。 検討でも必要に応じ論じたのであるが、 として把握することができるのである。 の分析は、 は「準体言」と称される所謂「準体」の構造の問題と関連するもの 七六四頁以下)として論じられている「準体句」ないし 山田文法で「用言が名詞の資格をうる種々の段階」(参 本稿では、 これについては前稿までの

連体の形式化

さて、 先に示した「補充連体」 転換連体」

- (1) 秋刀魚を焼く少年
- 2 秋刀魚を焼く仕事

であるところから、被連体の体言は、

通常の名詞、

所謂実質的概念

らば、 は原型の文では主語を表示するものであるが、その体言が表す実体 を表す普通名詞を被連体とするものである。 としての概念の抽象度を高め、これを名詞句として文に組み込むな いま (1) の

- 9 秋刀魚を焼く少年は太郎です。
- $\widehat{10}$ 秋刀魚を焼く子供は少年です。
- 11 秋刀魚を焼く男は子供です。
- 12 秋刀魚を焼く者(もの)は太郎です。

名詞である。 概念の水準が異なるものの、普通名詞である。一方「者」は、 年」の上位の概念を表すものである。このうち「子供」「男」が といったものを見ることができる。 対し、「者」はできない。つまり、「少年」「子供」「男」は相互には 「少年」と同様に単独で文の主語の位置にも立つことができるのに この「者」に相当する形式名詞には次のようなものが (10)(11)(12)は、いずれも「少

ある。

- (13) 秋刀魚を焼く奴(やつ)は太郎です。
- (4) 秋刀魚を焼く方(かた)は太郎です。
- (15) 秋刀魚を焼く人(ひと)は太郎です。

また、形式名詞の概念水準を更に上げることで、独では機能しない。但し普通名詞の用法としては別のこと。「人間」という範疇を類として表示はするが、普通名詞のように単形式名詞「者」「奴」「方」「人」は、実体概念を表すものとして

(16) 秋刀魚を焼くのは太郎です。

形式名詞「の」による連体は、ら、補充関係を設定することができるものもある。しかしながら、形式名詞には、普通名詞としてのものと形態を同じくするところかという形式名詞「の」による連体関係を見ることができる。一部の

(16—a)?のが秋刀魚を焼く。

るものである。 を喚起しない、と述べているに過ぎないのであって、連体の内部構 にい。しかしながら、それは、用言の後に位置する体言を掘り起こし い。しかしながら、それは、用言の後に位置する体言を掘り起こし い。しかしながら、それは、用言の後に位置する体言を掘り起こし に対しながら、それは、用言の後に位置する体言を掘り起こし になく、 とから(16)の連体を、所謂「内の関係」の「補充連体」ではなく、 として、意味のある文としての把握をすることができない。このこ

主語という明確な関係にある。ての関係を持つものであり、「の」は動詞「焼く」に対してガ格ーな形式名詞へと展開しても、文(16)が持つ連体は「補充連体」としこのように、被連体の体言を実質概念を表す普通名詞から抽象的

様の把握ができる。先の(3)から(6)を用いるならば、連体」の形式化の問題であったが、その他の関係項目に於いても同さて、右のものは、動詞「焼く」の [主体] 項目に係わる「補充

- 少年が焼く秋刀魚は特売品です。 [対象]
- 18) 少年が焼くものは秋刀魚です。 [対象:
- (19) 少年が焼くのは秋刀魚です。 [対象]
- (20) 秋刀魚を焼く七輪でご飯を炊いた。 [用具]
- (21) 秋刀魚を焼くものは七輪だ。

[用具]

[用具

- (22) 秋刀魚を焼くのは七輪だ。
- (23) 秋刀魚を焼く夕暮れに留守をした。 [時間]
- (24) 秋刀魚を焼くときは夕暮れです。
- (25) 秋刀魚を焼くのは夕暮れです。

時間間

- (26) 秋刀魚を焼く庭で遊んだ。
- (27) 秋刀魚を焼くところは庭です。
- (28) 秋刀魚を焼くのは庭です。

空間間間

のとして「の」を見ることができる。時空間の枠付けの「とき」「ところ」、そして何れの枠にも係わるもは、実体ということで三つの関係項目の枠付けに係わる「もの」とというものを見ることができる。「補充連体」を構成する形式名詞

- 上げていくと、 生がでいくと、 「転換連体」で被連体の体言の概念水準を
- (30) 秋刀魚を焼くことは煙たくて大変だ。(30) 秋刀魚を焼く仕事は煙たくて大変だ。

- (31) 秋刀魚を焼くのは煙たくて大変だ。
- (32) 黙って他人の家の秋刀魚を焼く事件が流行っている。
- (33) 黙って他人の家の秋刀魚を焼くことが流行っている。

体」の枠を支配する

- ∵3) 黙って他人の家の秋刀魚を焼くのが流行っている。
- (35) 猫が秋刀魚を焼く話を聞いた。
- (36) 猫が秋刀魚を焼くことを聞いた。
- となり、ここにも「の」を見ることになる。(37) 猫が秋刀魚を焼くのを聞いた。

右の「こと」「の」という形式名詞による連体は、「仕事」「事件」とから、ここにも「の」を見ることにたる

形式名詞による「転換連体」なのである。 下式名詞による「転換連体」なのである。 大容を表す枠である。用言によって表されている流動的な対象を、 内容を表す枠である。形式名詞「こと」「の」は言わばこういった 中で表すである。形式名詞「こと」「の」は言わばこういった 中である。形式名詞「こと」「の」は言わばこういった である。形式名詞「こと」「の」は言わばこういった である。形式名詞にと、「こと」は事態という範疇を類概 には、「こと」は事態という範疇を類概

らのとして――二つの種類の連体関係の、被連体の体言の抽象度を最も上げた――二つの種類の連体関係の、被連体の体言の抽象度を最も上げた次のような結論を導き出すことに至るかも知れない。即ち、具体的な関係を形式化したものとしてあると捉えられるところから、さて、このように形式名詞の「の」が、いずれの連体に於いても、

38) 秋刀魚を焼くの

更に例として示した文のすべてに共通する

(39) 焼くの

な連体が「補充連体」に係わる個々の関係項目、ないしは「転換連越えた抽象的な関係項目が先行して存在する。そして、この抽象的という部分を抽出し、これを基にして関係項目の具体的な枠組みを

また、ここで明かとなったことは、形式名詞の中でも皆層類系がれる。こういった説が不当なものであるとないのことを転倒させると、抽象的な連体関係が先行し、具体的なものである。つまり具体的な連体関係が先行し、具体的なものである。つまり具体的な連体関係が先行し、具体的なものから抽象的なものへと発展したのであり、その逆ではない。とができる。言語がその内容とするところの我々の認識は、具体的なものから抽象的なものへと発展したのであり、その逆ではない。とができる。言語がその内容とするととは容易に明らかにすることになる。こういった説が不当なものである。とは容易に明らかにすることになる。これを制御しようとすることは科学的な分析ではない。という説である。しかしながら、ここでの例文で示したように、形という説である。しかしながら、ここでの例文で示したように、形という説である。しかしながら、ここでの例文で示したように、形という説である。しかしながら、ここでの例文で示したように、形という説である。

三 山田文法に於ける用言の体言化

さて、山田孝雄が『日本文法論』で「準体」について述べるとこ

ろは では論理的精密さを犠牲にしていると思われる。ここでは『日本文正が行われる。しかしながら「準体」の原理は『日本文法学概論』 必要に応じその補完の為に用いることとする。 法論』での枠組みのものを基礎とし、『日本文法学概論』のものは の検討であるが、『日本文法学概論』では「第二十五章、 これは「第四章、 - 第二十九章、語の転用」というように組立てが異なり、内容の修 「用言が名詞の資格をうる種々の段階」として掲げる中である。 語の運用 第二、語の転用」という組立ての中で 語の転成

なる。 (注5) ところの要点を示すならばおよそ次のようにその分類の名称と説くところの要点を示すならばおよそ次のようにその分類の名称と説くところの要点を示すならばおよる次のように

(対象化体言)……「語其の者が一の概念として取扱は

るゝもの」

- 「喜ぶ」は下二段活用の語なり。
- 「怒る」は心情をあらはす詞なり。
- 「長し」は状態をいる語なり。
- 「強き」は形容詞の連体形なり。
- 転成体言……「属性其の者が抽象的概念として取扱はるゝ

- ・「喜び」は人の最も好む所なり。
- 「怒り」は人間の悪徳なり。

46

45

- 「長さ」「強さ」は物に附属せる性質なり。
- 準体句……「現在ある事物につきて属性を述定してあるも 47

を一の概念として取扱ふもの」

- 「人の喜ぶ」を見ればうれし。
- 「人の怒れる」は傍いたきものなり。

49

連体との関連を分析する。

48

「髪の長き」は美人の相なり。

50

 $\widehat{51}$

- 「力の強き」 は誇るに足らず。
- 代表準体言……「事物の状態動作等を一の事実として之れ

- を概念的に取扱うふもの」 ・「喜ぶ」はよく、「怒る」はあし。
- ・「長き」は「短き」の反対にして「強き」は「弱き」の 52
- と見らるゝものゝ一の概念として取扱はるゝもの」 省約準体言……「現に或事物の状態動作等を装定してあり

至

反対なり。

・「怒れる」は彼にして「喜ぶ」は我なり。

54

- 「長き」は竿となし「短き」は杖となす。
- 3 目的準体言……「ある動作事実を陳述せるものを更に動作 55
- 目的として一の事実として取扱ふもの」
- 「花を見」に行く。

41

「証書を受け」に来る。

57

56

- 彼は河へ「釣し」に行く。
- ま これら六種類のものを用言の活用形式で分けるならば、

 $\widehat{44}$

43 $\widehat{42}$

- 連体形と関連するもの……準体句 代表準体言 省約準体言
- 連用形と関連するもの……転成体言 目的準体言
- 活用形と関係ないもの……(対象化体言)
- となる。更に連体形と関連するものを、 連体関係の分類と対応させ
- るならば、

•補充連体……省約準体言

- 転換連体……準体句 代表準体言
- という繋がりを示すことができると考えられる。 以下これら準体と

四「省約準体言」の構造と「補充連体」

ると、右の(五)に示した以外に次のように述べている。ある。いまそれも踏まえ、山田の説く「省約準体言」とは何かを見前々稿(参考文献④)で「形式的補充連体」として検討したことがはじめに「省約準体言」について考える。これについては、既に

①、七七〇頁)。

①、七七〇頁)。

② 男五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に第五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に第五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に第五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に第五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に

七四頁)。 れてあるべき体言を領得して体言に準ぜられたるなり(同、七第五の例のものは連体語たるべき性質のものが、その修飾せら

頁)。て省約準体言とも称せらるゝを適当とするなり(同、七七四て省約準体言とも称せらるゝを適当とするなり(同、七七四第五の例のものは連体語のすべてに通じてあらはるゝ現象にし

筈のものなり。即(五)の例にては主語たるものはその連体語に修飾せらるべき)

れるなり。「怒れるもの」の略にして「そのもの」が怒

検するときは、その主体は大体之を説明せる句中に何等かの形されど、こは形式より見たるものなり。なほ立ち入りて実質を「喜ぶ」「長き」「短き」も亦同じ。

式にてあらはるゝなり。即

「怒れる」は「彼の怒れる」をいひ、

「喜ぶ」は「我の喜ぶ」をいひ、

「長き」は「竿の長き」をいひ、

「短き」

は「杖の短き」

をいふ

(司、七七四〜七七五頁)。かくの如くして、実際上の主体は、実は句中に存するを常とす

以上の山田の説明は、「省約準体言」として取り上げた用例(同、七七四〜七七五頁)。

というように、被連体の体言が連体関係として存在するものである(55-a) 長き[物]は竿となし、短き[物]は杖となす。(54-a) 怒れる[者]は彼にして、喜ぶ[者]は我なり。

型の欠を受官し、別てを再構发するならば、ことを明らかにしたものである。意味関係をたどることができる原が具体的なものではなく概念の抽象度を高めた形式名詞としてあることを見出すのである。これは「補充連体」であり、被連体の体言

型の文を設定し、例文を再構成するならば、

が喜ぶ、ソレは我なり。(54-b) アル [者] が怒れる、ソレは彼にして、アル

「苴()・ここ…にし。(55―b) ソノ [物]ハ長し、ソレは竿となし、ソノ[物]ハ

短し、ソレは杖となす。

最も抽象度の高い形式名詞「の」を用いれば、というものを捉えることができよう。ここで「補充連体」の関係に、

(55−c) 長き [の] は竿となし、短き [の] は杖となす。(54−c) 怒れる [の] は彼にして、喜ぶ [の] は我なり。

被連体の体言が形式「零」となる「補充連体」を構成し係が連体形用言に集約されたと見なすならば、言い替えるならば、となる。そしてこの形式名詞「の」が省略され、「補充連体」の関

準体言」の解析は、「補充連体」の形式化という観点から、以上の有していることを示唆するものと了解できる。山田に於ける「省約とになるのである。従って「その修飾されてあるべき体言を領得しと捉えるとき、連体成分である用言を「省約準体言」と把握すること捉えると、連体成分である用言を「省約準体言」と把握するこ(54-d) 長き [φ] は築となし、短き [φ] は杖となす。(54-d) 怒れる [φ] は彼にして、喜ぶ [φ] は我なり。

五 「準体句」「代表準体言」の構造と「転換連体」

ように明らかにすることができる。

加えておく。とを把握することができよう。ここで、山田の述べるところを更に例文を基にすれば、この二つの準体が「転換連体」の関係にあるこ次に「準体句」と「代表準体言」について検討する。右の説明と

「準体句」

頁)。者を体言とし概念としたるとは異なり(参考文献⑪、七六九者を体言とし概念としたるとは異なり(参考文献⑪、七六九文を以て体言の資格に立たしめしものなれば、唯単に用言其のて其の述語となれるなり。而してその主体と述語との混一体即第三の例にありては用言は或主体に対して何等かの属性を述べ

「代表準体言.

を與へむには「喜びてゐる」「怒りてゐる」「長くある」「強く状態を其のまゝとりて一の概念としたるなり。この故に之に解も又然り。即、あるものが其の動作、状態に立てる、其の動作怒る事実をさすものにして他の義にはあらず。「長き」「強き」第四の例に於いては「喜ぶ」は其の喜ぶ状態「怒る」は其の

何にかゝはらず、唯抽象的に其の属性を固定せしめて一の概念 七六九~七七〇頁)。 も残留し、体言と用言との中間にあるが如く見ゆるなり(同) 即これらは体言として取扱はるとしてもなほ用言としての性質 ばこの第四の例は全く固形的に体言に資格をかへをらざるなり。 識に映写せられたるものならざるべからず。かくて厳密にいへ と思惟せられざるべからず。其の動作状態が其のまゝ吾人の意 らずとも吾人には現存の如く、或事物が其の動作状態に立てり としたるのみ。これは然らず、其の属性はたとへ現存のものな 紛れなぬように注意すべきなり。第二の抽象的の例は現存の如 体句―筆者注)と異なり。殊に第二例 ある」の義にとるべし。上の三例 (対象化体言、 (転成体言—筆者注) 転成体言、 ٤

準体言そのものが即主体の代表たるものなり。にす。その主体たるものは文句の中に求むること能はず。その第四の例にてはこれら(省約準体言―筆者注)と全く性質を異

もあらず。又「喜ぶ」「怒る」はその事の代表にして他に主体を求むべく

すぎたるは及ばざるが如し

約準体言-筆者注)と区別して代表準体言と称することをうべの如きに於いても同じ関係なるをみるべし。これらを前の(省

(同、七七五頁)。

を例文(48)に見るならば、関係の実質を連体句となる文に担わせたものである。その間のことのを指して言う。これは「転換連体」の被連体の体言を抽象化し、きをしたもの、即ち文としてあるものの全体が体言の資格となるもさて、右の説明よりすれば、山田は「準体句」を用言が述定の働

- (48—a) 「人の喜ぶ」[様子] を見ればうれし。
- (48-b) 「人の喜ぶ」[こと] を見ればうれし。
- (44−c) 「人の喜ぶ」[の]を見ればうれし。
- (48-d) 「人の喜ぶ」 $[\ \epsilon\]$ を見ればうれし。

造を見ることになるのである。として考えることができよう。「転換連体」の形式化という内部構

また、「代表準体言」についても、

- (52—a) 「喜ぶ」[こと] はよく、「怒る」[こと] はあし。
- 32─c) 「喜ぶ」[¢]はよく、「怒る」[¢]はあし。32─b) 「喜ぶ」[の]はよく、「怒る」[の]はあし。
- 「強き」[とと] は「弱き」[こと] の反対なり。(53―a) 「長き」[こと] は「短き」[こと] の反対にして、
- (3−b) 「長き」[の]は「弱き」[の]の反対なり。(5−b) 「長き」[の]は「短き」[の]の反対にして、
- (53-c) 「長き」 [ϕ] は「短き」 [ϕ] の反対にして、

由来するものと考えられる。 「強き」[¢] は「弱き」[¢] の反対なり。 由来するものと考えられる。 は、同一対象というように「準体句」と同じく「転換連体」の形式化の観点でそ を用言との中間にあるが如く見ゆる。」という二重性は、同一対象 と用言との中間にあるが如く見ゆる。」という二重性は、同一対象 と用言との中間にあるが如く見ゆる。」という二重性は、に一対象 と明言との中間にあるが如く見ゆる。」という二重性は、に一対象 に対する表現の二重性という「転換連体」の形式化の観点でそ というように「準体句」と同じく「転換連体」の形式化の観点でそ というように「準体句」と同じく「転換連体」の形式化の観点でそ

補語を伴いてあらはるゝものとあり(同、七七六頁)。さてこれらのあらはるゝには用言単独にてあらはるゝものとして分類しているのであるが、一方で「代表準体言」の説明に、ところで、山田は「準体句」と「代表準体言」とを異なるものと

(59) 車を走らするもあり馬に乗るもあり。

として、

次の例文を上げている。

尚、

番号は私による。

(6) 友の横浜へ行きしは昨日と思ひしを。

準体言目的準体言はいづれも一方に於いて用言としての活動また、『日本文法学概論』には次のような記述もある。

をなせるものなれば、用言としての性質は十分発揮しうべきも

格を有しうべく、又修飾格をも伴ひうべきものたるが……のなり。即ちその用言に対しての主格を有し、補格を有し、賓

(参考文献⑫六四七頁)。

考えることが妥当と思われる。 考えることが妥当と思われる。 考えることが妥当と思われる。 「準体句」から個別的な要素を捨象し抽象化を行ったものが「代表 と加え個別具体化したものが「準体句」である。このことは逆に、 と加え個別具体化したものが「準体句」である。このことは逆に、 と加え個別具体化したものが「準体句」である。このことは逆に、 と加え個別具体化したものが「準体句」である。このことは逆に、

六 おわりに

検討によれば、「準体」には二種類がある。一つは、修飾される体ついてその内部構造を連体構造との関連から分析した。これまでの以上、用言が名詞の資格を得るものの中、山田の言う「準体」に

る。体化され体言の資格を獲得するという「転換連体」によるものであ体」によるものである。もう一つは、文が属性を表現すると共に実言が具体的なものであるにも係わらず形式零となるという「補充連

えば、石垣謙二(参考文献①)が名詞句の種類として表すをば、石垣謙二(参考文献①)が名詞句の種類として表すのが、連体徴的なことを一つ上げるとするならば、名詞句中の助詞ノが果たすの述語との関係といったことは度々問題にもなっているが、最も象で述語との関係といったことは度々問題にもなっているが、最も象で述語との関係といったことは度々問題にもなっているが、最も象質についてである。「準体」が文中で担わされる性質とは、従属句質についてである。「準体」が文中で担わされる性質とは、が異句質についてである。

- (61) 友の遠方より訪れたるを喜ぶ。 (作用性名詞句)
- という二つの準体句は、(6) 友の遠方より訪れたるをもてなす。(形容詞性名詞句)

構造として原理的に分析することは容易ではない。

「(2) 方の遠方より訪れたる[の=(モノ)]をもてなす。
は主格、(2)は連体格と考えられるのであるが、「友の」という名違いであることを明らかにすることができる。そのことから(61)をいうように、連体構造の分析から「転換連体」と「補充連体」のというように、連体構造の分析から「転換連体」と「補充連体」のというように、連体構造の分析から「転換連体」と「補充連体」のというように、連体構造の分析から「転換連体」と「補充連体」のというようには、「の=(コト)]を喜ぶ。

- 〔63〕 西瓜のうまいやつが食べたい。
- (4) 風船のふくらませるのはもう有りませんか。
- (65) 切符の切らない方はいませんか。

等の文の分析はどうあるべきかという問題に至る。

集」というように漢語のものもある。

集」というように漢語のものもある。

また、ここでは「準体」の名があるにも係わらず、「目的準体言」を統一的に分析する観点はどのように持つとができるであろうか。連用形ということで言えば、「台風一過ことができるであろうか。連用形ということで言えば、「台風一過ことができるであろうか。連用形ということで言えば、「台風一過について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、

がある (参考文献⑥)。 末に於ける連体現象とも関連する。 文末述語の姿として「ノダ」の構文や推量表現のいくつかなど、文 これに対し、連用形のものでは、 次のようである。 される意味の加工が異なっていると思われる。比喩的に述べるなら 前者が作用的であり、 の外に出ることはできないが、 と称するならば、 用言であるものが体言としての扱いを受けることを広く「準体」 連体形準体と連用形準体とでは、 連体形のものでは、 後者が状態的であると思われる。このことは 箱の中では自由に動き回っている。 冷凍され動きが封じられている。 推量については以前論じたこと 箱詰めされた用言の世界は箱 用言として表現

関係について述べたものである。本稿は、連体の構造の分析の第五段として、「準体」と連体とのこととは何か、についての全体に亙る原理的な検討が必要であろう。以上のような問題も含め、用言の体言化、即ち名詞の資格を得る

△注 >

(1) 次の例、

(A)a)*煙▽秋刀魚を焼く。

[?]

- (B) 秋刀魚を焼く匂い
- (B−a)*匂い▽秋刀魚を焼く。 [?]

て「展開連体」と称すべきものである(参考文献③)。は異なる内部構造である。これらは「補充連体」の特殊なものとしとから「外の関係」という枠に置かれるのであるが、「転換連体」との「煙」「匂い」も補充関係に直接繰り込むことはできない。このこの「煙」「匂い」も補充関係に直接繰り込むことはできない。このこ

ている。 2) 形式名詞については次の松下大三郎の説明がその特徴をよく表し

らざる筈」など云へば分る。(参考文献⑨、二〇六頁)「者は拒まず」「筈なし」と云つては分らないが「来る者」「知除した実質的意義を補充しなければ意義が具備しない。例へばであるから実際に説話の中に用ゐる場合には他語を以て其の控形式名詞は実質的意義を控除して形式的意義だけを表はすもの

孝雄(参考文献⑪、一七九頁)が示す(3) 体言の体系を合理的に表していると考えられるものとしては山田

従来の名目

次のように述べている。言」であることは言うまでもない。その「実体言」について山田は言」であることは言うまでもない。その「実体言」について山田の「実体というものがある。従って本文中に述べた体系云々は山田の「実体

実体言は或一の概念が其の本体を直接あらはすもの、即、実質

すべからざる性質を有する体言なり。を直接に代表せるものなれば、その実質の異なるものには応用

るものこれなり(参考文献⑪、一七七頁)。思惟せられて他の物に交換すること能はず、其の実体の一定せ等皆これなり。其のさす所の実体現存するか、若くは存在すと人、馬、草、石、机、地球、精神、美、勢力、鬼、学術、

山田の「形式体言」はその分類にみるように、所謂「形式名詞」の知る。

補足し難きまでに見ゆるもの○その意義頗る広汎にして単独にては如何なる意義かを子細に

(参考文献⑪、一八三~一八七頁要約)

に留まることは言を待たない。系の名詞の体系とは、体言全体の中では部分についての言及である以上のことから明らかなように、本文中での「もの」系「こと」

示した分類と同じである。 な記述から窺えよう。尚「第四の場合」「第五の場合」とは本文中に 論理的精密さを犠牲にするとは、『日本文法学概論』での次のよう

こゝに便宜上これを一括して説くことゝし、それらを名づけて 形をとるものなりとす(参考文献⑫、六四三頁)。 れらの資格を以て取扱はるゝものにしてその活用形は常に連体 活動を有しつつ、しかも文句中にありては体言に準ぜられ、そ 準体言といふべし。即ちこれらは、一面に於いて用言としての それを以て体言の取扱いをなす点に於いて二者共通なるを以て なるが、そが用言の属性の活動をいひあらはしつゝ、しかも、 上の第四の場合と第五の場合とは厳密にいへば区別あるもの

うな内部構造を成しているかを表す重要なものである。 きるように、「代表」「省約」という観点は、そこでの用言がどのよ ているのである。以下の本文中での検討でも明らかにすることがで の内部構造の分類を、形態と機能の同等性から放棄することになっ 即ち、山田は、「代表準体言」「省約準体言」という名称での準体

5 る。但し分類名称の(一)(二)は『日本文法論』にはないものであ である。例文の下につけた番号は、私に記したものである。 象とするものにして」(参考文献⑫、六四一頁)という内容を取り私 る。「対象化体言」は、「第一はその語そのものをそのまゝ説明の対 に示したものである。また、「転成体言」は『日本文法学概論』から 名称、その下の引用、及び用例は『日本文法論』からのものであ

できるが、大勢に影響のないものである。 として上げられている。その他にも用例に細かな違いを見ることが 「喜ぶ」は四段活用の動詞なり。

尚、(一)の例文の一つ目は『日本文法学概論』では

〈参考文献〉

①石垣謙二「作用性用言反発の法則」(『助詞の歴史的研究』岩波書店、

一九五五年

②石神照雄「連体の構造(一)―格の連体とその周辺―」(『日本語論究 3』和泉書院、一九九二)

3 同 「連体の構造(二)―格の連体と焦点化―」(『信州大学教養

4 同 部紀要』二六号、一九九二年) 「連体の構造(三)―補充連体の形式化と区分―」(『信州大

同 学教養部紀要』二七号、一九九三年) 「連体の構造(四)―形式名詞『の』による転換連体―」

(『信州大学教養部紀要二八号、一九九四年)

(5)

⑦寺村秀夫「連体修飾のシンタクスと意味一~四」(『日本語・日本文化. 6 四~七号、一九七五年~七八年) 「推量の認識と構文」(『国語学』一七四集、一九九三年)

⑧林四郎 「臨時一語の構造」(『国語学』一三一集、一九八二年)

⑨松下大三郎『標準日本文法』(紀元社、一九二四年)

10 同 版、一九七八年) 『改選標準日本文法』(紀元社、一九二八年。勉誠社、 訂正再

⑪山田孝雄『日本文法論』(宝文館、一九〇八年) 司 『日本文法学概論』(宝文館、一九三六年)

12

/付記/

くものである。 本稿は、「連体の構造(四)―形式名詞『の』による転換連体―」に続

一九九四年九月三十日